

第5回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和2年11月6日(金)午後1時30分より、第5回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

- 第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について
第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
第4号議案 非農地通知の決定について

- 第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について
第2号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

(出席委員)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 北浦 莊平 | 2番 多田 岳史 | 3番 徳田 明子 | 4番 中林 和夫 |
| 5番 山崎 省吾 | 6番 井内 英樹 | 7番 多羅尾 英樹 | 8番 中西 秀友 |
| 9番 辻 四一郎 | 10番 吉田 利一 | 11番 今村 正喜 | 12番 小島 佳剛 |
| 13番 水主 哲寛 | | | |

(欠席委員)

- 14番 山本 晃一郎

(農地利用最適化推進委員)

- 村田 昇造 江口 淳司 水谷 修 北村 嘉朗

(事務局)

- 土肥 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は山本委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 3 名、欠席委員 1 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 5 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、今村委員、小島委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、多田委員、山本委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、機構集積でない利用権設定に関するもので、賃貸借により 1 年間の設定を行うものです。</p> <p>本件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、多田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
多田委員	<p>報告します。去る 1 0 月 2 3 日、事務局の案内で山本委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の槇島町 の利用状況ですが、現況は不作付地と見受けられましたが、トラクターで耕起済の状態でした。</p> <p>番号 2 の伊勢田町 並びに番号 3 の伊勢田町 の利用状況につきましても、現況は不作付地ですが、トラクターで耕起され雑草もない状態でした。</p>

	<p>た。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>借受法人は何の作物を作られていますか。</p>
局 長	<p>ネギを栽培されています。</p>
議 長	<p>ネギは年中カットネギを生産しても追い付かないほどで、もっと作付してほしいとの声があると聞いたことがあります。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、多田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
多田委員	<p>報告します。去る10月23日、事務局の案内で山本委員と現地調査に行っていました。</p>

	番号1の檳島町 及び の利用状況ですが、現況は畑で、カブが作付されてきました。地図番号2の一部は不作付地でした。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
水谷推進委員	利用状況欄についてですが、夏に何か作付していて収穫後に作付されていないだけなら、不作付地とは言わないのではないですか。不作付地というと、ずっと何も作付されていなかった農地のように思えます。
局 長	何か作付されていたことが分かるような状態でしたら畑になるかと思いますが、当該地はしばらく何も作付されていないような、利用状況が分からない状態でした。
多田委員	何が植えられていたかは分かりませんが、畑と記載しても良いかなとは思いました。
水谷推進委員	収穫の切れ目の状態なら、畑と記載して良いのではないかと思います。
局 長	現地調査した時点では何か植えられていたのか、それとも長く作付されていなかったのか、どちらか分からない状態でした。
水谷推進委員	田の場合は植えていない時期も不作付地になりません。
局 長	田の場合は刈り取り後の株が残っているので、水稻が作付されていたと判断できます。
水谷推進委員	一年ほど何もされていないようなところは確かに不作付地ですが、野菜であっても作付と作付の間について、今までは不作付地と記載していないのではありませんか。
議 長	現地調査の時点で荒らされていたんですか。
局 長	荒らされてはいないですが、何も作付はされていない状態です。
徳田委員	利用状況を不作付地と記載することで、納税猶予を受けるにあたって願出人に

	影響はありませんか。
局長	<p>現地調査の時点でどういった利用状況か判断できない状態だったので、不作付地という表記になっております。利用状況の欄は、税務署から納税猶予の適用を受ける際にこの項目が影響するというわけではなく、委員会で審議していただくにあたって当該農地がどのような状態であったかを説明するためのものになります。利用状況の書き方については、慎重に検討いたします。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1の相続人は、相続開始日に当該農地を相続し、相続税の納税猶予の特例の適用を受けておられます。</p> <p>本件につきましては、相続税の申告期限の翌日から起算して20年を迎え、納税猶予期間が満了となり、相続税が免除されるため、この度、税務署長から農業委員会に「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」の照会がありましたので、農業委員会の意見を求めて回答するものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、多田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
多田委員	<p>報告します。去る10月23日、事務局の案内で山本委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町 及び の利用状況ですが、現況は田で、水稻の刈り取り跡がありました。地図番号1については、何か次に植えられるのか、トラク</p>

	<p>ターで綺麗に耕耘されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第3号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第4号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第4号議案 非農地通知の決定について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、本年2月10日に農地部会で農地利用状況調査を実施し非農地判定を行いました。意向確認書が所有者の手元に届かなかったため、居所を突き止められずにいました。</p> <p>このたび所有者の申し出により、農地として再生できない状況なので、非農地として証明してほしいとの意向を確認しましたので、農地法第2条第1項の農地に該当しないものと判断いたしたく、非農地通知の決定について承認を得るものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第4号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
中林委員	<p>当該地内に建物がありますが、何が建っているんですか。</p>
局 長	<p>養鶏場の跡地になります。</p>
水谷推進委員	<p>長いこと農地として利用されていない場所だと思います。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p>

	<p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第4号議案 非農地通知の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p>
	<p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局 長	<p>それでは、第1号報告及び第2号報告を一括してご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、平成5年11月に、先代が農地法に基づく転用届を知らずに駐車場用地として整備したため、顛末書が提出されております。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p> <p>次に、「第2号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、農地の賃貸借の当事者が農業委員会に対し合意解約の通知を行ったものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。</p> <p>なしの声</p>
議 長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>

(午後1時50分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____